

介護保険サービス事業者運営指導 主な指摘事項

〔(介護予防) 認知症対応型共同生活介護〕

1. 人員に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
人員配置	管理者が介護従業者及び計画作成担当者を兼務していた。	他の職種を兼務する場合は1職種のみとしてください。
勤務体制	兼務関係が明確になっていなかった。	業務を兼務する場合は、各々の勤務時間を分けて記録してください。

2. 運営に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
運営規程・重要事項説明書	運営規程で定めている内容と重要事項説明書に書かれている内容が一致していなかった。	それぞれの記載内容が一致するように整合性を図ってください。 また、運営規程の附則に変更した年月日、内容を記載することで、事後に確認しやすくなります。
運営規程	運営規程に規定する項目が不足していた。	条例(指定基準)でサービス種類別に運営規程に盛り込む項目が規定されていますので、漏れのないように定めてください。 また、基準省令の解釈通知の留意点も参考にしてください。
重要事項説明書	①重要事項説明書に記載する項目が不足していた。 ②利用者から徴収する費用に漏れがあった。	①基準省令の解釈通知で例示されている項目については必ず記載してください。 ②利用者から徴収する費用については、個別かつ具体的に漏れなく記載してください。
重要事項の掲示	・掲示していなかった。 ・事務室内に掲示していた。	運営規程の概要や従業者の勤務体制、その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項は、相談室や玄関など、利用者等が見やすい場所に掲示してください。 なお、重要な事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えるこ

項目	事業所の状況	指導内容
入退居	入居申込者が認知症であるか確認していなかった。	とができます。 入居に際しては、主治の医師の診断書等により入居申込者が認知症であることを確認してください。
認知症対応型共同生活介護計画	<p>①・<u>サービス提供前に認知症対応型共同生活介護計画の同意を得ていなかった。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護計画を交付していなかった。 ・利用者の心身の状況、希望及び環境を踏まえて作成していることが確認できなかった。 <p>②モニタリング（目標に対して評価）を実施した記録がなかった。</p>	<p>①・認知症対応型共同生活介護計画の目標や内容については、<u>サービス提供前に利用者又はそのご家族に対して説明し、利用者の同意を得てください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付してください。 ・計画は、利用者の心身の状況、希望及び環境を踏まえて作成してください。 <p>②モニタリングを実施した際には、実施日、内容等を記録してください。</p> <p>③目標の達成状況を把握し、必要に応じて計画の変更を行ってください。</p>
サービス提供の記録	提供したサービス内容等の記録が不足していた。	サービスを提供した際には、提供日、提供了具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録してください。
その他の日常生活費の利用者負担	日常生活費の内訳が明らかにされていなく、利用者から一律に徴収されていた。	選択の余地がなく、すべての利用者から画一的に徴収することは認められていません。
【参考】「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」厚労省通知（平成12年3月30日老企第54号）		
自己評価及び外部評価	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価及び外部評価を実施していなかった。 ・実施した自己評価及び外部評価の評価結果を公表していなかった。 	事業所は少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を実施し、評価結果等を掲示やホームページを活用して公表してください。

項目	事業所の状況	指導内容
非常災害対策	消火・避難訓練を既定回数実施していなかった。	消火・避難訓練を定期的に（利用者と従業者を合算した人数が10人以上の事業所については年2回以上）実施してください。また、訓練のうち1回以上は夜間又は夜間を想定した訓練としてください。 なお、消火・避難訓練を実施後は結果記録を作成し、職員へ周知してください。
秘密保持	秘密保持について、利用者又はその家族の個人情報を第三者に提供する場合に同意を得ていなかった。	サービス担当者会議等にて利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族代表者の同意を、あらかじめ文書により得てください。
身体的拘束等	<p>①身体的拘束等を行うに際し、利用者家族等から事前に同意を得ていなかった。</p> <p>②身体的拘束等を行った際の記録が不足していた。</p> <p>③身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していなかった。</p> <p>④身体的拘束等の適正化のための指針が整備されていなかった。</p> <p>⑤身体的拘束等の適正化のための研修を実施していなかった又は実施したことが確認できなかった。</p>	<p>①身体的拘束等開始日までに利用者家族等の同意を得てください。利用者家族等が事業所に来られない場合には、電話で同意を得た上で、日時、説明者、家族等の氏名を記録してください。</p> <p>②身体的拘束等を行う場合には、その様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録してください。</p> <p>③身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を、3月に1回以上開催してください。</p> <p>④指針を整備してください。</p> <p>⑤介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施してください。 また、研修についての年間計画を立て、実施記録を残してください。</p>

項目	事業所の状況	指導内容
	<p>【参考】身体拘束廃止未実施減算</p> <p>○次のいずれかに該当する場合は、入所者全員について 10%減算となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していない。 ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3月に 1 回以上開催していない。 ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。 ④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年 2 回以上及び新規採用時）に実施していない。 	
運営推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ①運営推進会議を開催していなかった。 ②運営推進会議の内容について、公表していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ①おおむね 2 月に 1 回開催してください。 ②会議の内容は議事録に記録し、事業所のホームページ及び事業所の入口に掲載する等の方法で公表してください。
事故発生時の対応	事故が発生した際、市へ報告をしていなかった。	サービスの提供により事故が発生した場合には、市、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じてください。市への報告を必要とする事故等の範囲については、「川越市介護サービス等における事故報告取扱要領」(HP 掲載) を参照してください。

3. 介護給付費の算定及び取扱い

項目	事業所の状況	指導内容
看取り介護加算	<ul style="list-style-type: none"> ①看取りに関する指針について、盛り込むべき項目が不足していた。 ②看取りに関する研修を実施していなかった又は実施したことが確認できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ①報酬留意事項通知で例示されている項目を網羅するように定めてください。 ②看取りに関する研修を定期的に実施してください。 また、研修についての年間計画を立て、実施記録を残してください。

医療連携体制加算	<p>①重度化した場合の対応に係る指針について、盛り込むべき項目が不足していた。</p> <p>②重度化した場合の対応に係る指針を入居の際に利用者又はそのご家族に同意を得ていなかった。</p>	<p>①報酬留意事項通知で例示されている項目を網羅するように定めてください。</p> <p>②重度化した場合の対応に係る指針の内容については、入居の際に、利用者又はそのご家族に対して説明し、同意を得てください。</p>
介護職員等処遇改善加算	処遇改善計画等の内容が周知されていなかった。	全ての職員に処遇改善計画等の内容を周知してください。
<p>令和7年度以降の介護職員等処遇改善加算の内容については、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和7年2月7日老発0207第5号厚生労働省老健局長通知)を参照してください。</p>		